

支援プラン2021(案) に対し策定委員からいただいた意見

資料3

支援プラン全体

No.	該当部分	意見	事務局
1	障がいのある人の現状	障がいのある人の状況や実績を見ても、課題やニーズがよく分からない。 整理、分析して説明あれば誰にでも分かりやすいものになるのではないか。	必要に応じて説明を加えるなど、理解が容易になるよう工夫します。

支援プラン2021(案) に対し策定委員からいただいた意見

資料3

障がい者計画

No.	該当部分	意見	事務局
2	全体	アクセシビリティ・アウトリーチ等多くの市民が読むことを想定し注釈を入れる。	必要に応じてページ下部に脚注を挿入し、理解が容易になるよう対応します。
3	分野別の取組	現状や課題、重点的な取組内容の記載があれば、より伝わりやすくなると思う、	今後の参考にします。
4	5 分野別の取組 (2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	意思疎通支援については視覚・聴覚の障がいのある方のみではないので表現を再考。	
5	5 分野別の取組 (2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 ② 意思疎通支援の充実	「聴覚、言語障害、音声機能、…障がいがある人のコミュニケーションを支援します」とありますが、手話通訳者、要約筆記者、点訳、朗読奉仕員等の派遣は聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語には当てはまりません。 しかし、知的、発達、高次脳機能など、見える人や手話を必要としない人たちへの支援についてお聞かせください。	知的や発達障がい、高次脳機能障がいの方への意思疎通支援は、障がいの特性の応じた支援となるため、記載を見直しました。
6	5 分野別の取組 (3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進	○防災情報の伝達方法は障がいに合わせた聞き取りをし、情報提供のあり方や事前の準備も再考する。 ○防災・避難訓練の参加については個人・団体がそれぞれ回覧や広報の掲載を見ての参加することのみに頼らず、行政側として参加を促す必要もある。 ○避難所・運営体制の整備についてはもう少し踏み込んだ表現が必要では？	情報提供のあり方については、市の取組を記載しました。 防災訓練等への参加については、現在も当事者団体に参加協力を依頼していますが、今後も広報に努めます。 障がいのある人を含む要配慮者の避難体制については、今後も市の地域防災計画に基づき随時見直ししながら取り組みます。
7	5 分野別の取組 (3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進 ② 緊急通報・避難体制の整備	「地域での障がい理解について啓発を進めます」とありますが、これは市が単独でチラシ等を利用して啓発を行うのか、地域で様々な社会福祉施設が存在しますので、施設とのタイアップ（連携）をお考えなのか、具体的な構想があれば教えてください。	障がい特性への理解については、公民館活動をはじめ、あいサポート研修など様々な方法で市民への啓発を行います。

支援プラン2021(案) に対し策定委員からいただいた意見

資料3

障がい者計画

No.	該当部分	意見	事務局
8	5 分野別の取組 (3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進 ② 緊急通報・避難体制の整備	感染症予防に係る避難所の体制整備について、「新型コロナウイルス感染症の対応」と限定されているが、感染症としてのノロウイルス、インフルエンザ等も含めた体制整備という理解でよいでしょうか。	他の感染症も含めた体制整備へと記載内容の修正を行いました。
9	5 分野別の取組 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ② 相談支援体制の構築	○相談支援体制について、支援の必要性に応じた適切なサービス提供とあるが、そもそも必要に応じているのかの聞き取りが行われているのか疑問。 ○「…障がいのある人からの相談等を総合的に行い、…」総合的に行う支援体制とは何をさすのか？ 「…支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する…」との違いは？	相談支援体制の充実及び質の向上に引き続き取り組みます。 基幹相談支援センターでは、身体・知的・精神の障がいの種別に関わらず対応することとしています。 重層的支援体制整備事業のなかでの相談支援は、障がいや高齢、子どもなどの分野に関わらない相談支援を行うこととしています。
10	5 分野別の取組 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実	地域生活移行について 退院や退所の働きかけを進め、地域での生活の支援体制の一環、居住確保において、縁者のない障がい者（中・軽度）が地域での生活を営むにあたって、保証人はどのようなになっているのか。責任の所在を明確にする。家族に代わる社会的受け皿を積極的に考慮するなど、地域での生活も不安は減少するのではないか。	地域移行において住宅確保は重要な課題です。 保証人の確保や緊急時の対応方法などについては、鳥取県居住支援協議会をはじめ、市においても福祉保健部と住宅政策部門とで検討しています。
11	5 分野別の取組 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実	重度の障がいのある人にも対応したグループホーム整備については、ハード面を増やすことと同時に人材面は？	福祉人材の確保について、記載を追加しました。

支援プラン2021(案) に対し策定委員からいただいた意見

資料3

障がい者計画

No.	該当部分	意見	事務局
12	5 分野別の取組 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ④ 障がいのある児童及び家族に対する支援の充実	障がいのある子と家族の支援についての窓口開設のPRと家族に対する切れ目のない支援の具体的な試案は？	「こども総合相談窓口」は、すべての妊産婦、子どもとその家族及び関係者からのあらゆる相談に対する窓口として設置しており、市の関係施設、関係機関へのチラシ配布、ポスター掲示等により周知しているが、引き続き周知に努めます。 障がいのある子どもとその家族等に対する切れ目のない支援として、課題を共有し、医療機関、関係機関と連携し、学齢期終了後も、各機関が行ってきた支援の内容とニーズが確実に引き継がれるよう、重層的支援体制の構築の検討の中においても、様々な立場の方がつながり合える仕組み作りを進めます。
13	5 分野別の取組 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ④ 障がいのある児童及び家族に対する支援の充実	「妊娠期から乳幼児期、学齢期、青年期等のライフステージに応じた途切れることのない支援の提供体制の整備を進めます」とありますが、(家族に対する切れ目のない支援)かなりの長期間の支援になると思います。 具体的にどう連携して支援し、“切れ目のない支援”としていくのか教えてください。	市の基本的な認識を記載しています。 具体的な取組や啓発については、状況に応じて必要な施策を実施します。
14	5 分野別の取組 (6) 保健・医療の推進 ⑤ 新型コロナウイルス感染防止への取組	新型コロナウイルス感染防止への対応として、「感染者数を抑えること」としているが、他方に比べ感染者が少ないこともあってか、県民の意識が薄いと思われる。 さらに啓発を深めることを明確にした方がよい。	本文中の記載を見直しました。
15	5 分野別の取組 (9) 教育の充実 ④ 障がい及び障がいのある人への理解の促進	理解の促進とは具体的にどのようなことか。本人希望の事象も甘えやわがままと内容においては捉えられる傾向にある。文言が曖昧だと思う。	

支援プラン2021(案) に対し策定委員からいただいた意見

資料3

障がい福祉・障がい児福祉計画

No.	該当部分	意見	事務局
16	サービスの見込量	見込量は、実現可能な数値なのか、目標値か、ニーズに合っているものなのか。 説明もあれば、分かりやすいと思う。	14ページに見込量の推計に係る基本的考えを記載しています。
17	4 3年後の目標値の設定 (4) 福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行の数値はあるが、その後一般就労が何らかの理由で継続できなかった場合のフォローは就労定着支援事業だけであって、その他は相談事業に委ねられるということになるのか。	一般就労後の支援については、障がい福祉サービスだけでなく、障害者就業・生活支援センターやサポステなどの機関でも支援をしています。
18	7 地域生活支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業	○この制度については国などでも再考の動きがあるようだが、従来の財産管理に重点が置かれたものではなく、より当事者の日常生活サポートに重点を置いたものに変えていってほしいと考えるため、高齢者や親が高齢になった障がい者のみでなく、より早くからの対応が必要ではないか。 ○親以外（通っている作業所や施設・専門家・行政等）の複数の目で見た後見制度のあり方の検討を行うための意見交換の場（利用を予定している親や親族等）の立ち上げが急務。	成年後見制度を含め障がいのある方の権利擁護については、障がい者計画の「5 分野別の取組（4）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」に記載しています。